

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、翌日)

目次

- ◇ 告 示 地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領
争議行為を行なう旨の通知の受理
定期種牡畜検査の実施
土地改良事業計画の適否の決定(五件)
道路の区域の変更
道路の位置の指定
- ◇ 地勞委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱歴等
- ◇ 公 告 採石業務管理者試験の合格者

告 示

鳥取県告示第二百五十八号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第二十四期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の

規定により推薦を求める。

昭和四十八年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二十四期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 推薦する者は、推薦書(様式(1))を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

(二) 推薦する者は、労働組合資格審査申請書(様式(2))を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付すること。

五 推薦の期間

昭和四十八年四月十二日から昭和四十八年四月十九日まで

様式(1)

推薦書

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

所在地

労働組合の名称

代表者名

㊟

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年月日	住所	労働者の所属 組合の名称及 びその地位	労働者の所属 職場の名称及 びその地位	経歴	備考

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会長

殿

所在地

労働組合名

代表者名

㊟

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参加しますので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査していただくよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合の規約
 - 2 労働協約
 - 3 その他資格の立証に必要な資料
 - (1) 役員名簿
 - (2) 経理状況
 - (3) 従業員数及び組合員数(男女別)
 - (4) 組合事務所の借上状況
 - (5) 福利厚生への援助を受けている状況
- (資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

鳥取県告示第二百五十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長竹内武から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

- (一) 賃金引上げの要求に関する件
- (二) 労働時間短縮の要求に関する件
- (三) 夏季一時金の要求に関する件
- (四) 増員の要求に関する件
- (五) その他定年延長等労働条件改善の要求に関する件

二 日時

昭和四十八年四月十六日からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社の経営するガス事業の全職場（鳥取市及び国府町）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第二百六十号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条第二項の規定に基づき、豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条例同条

第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 期 日	検査時間	検 査 場 所
昭和四十八年四月二十三日	十時から	米子市吉岡 西部家畜市場
" 二十四日	"	倉吉市大塚 中部家畜市場
" 二十五日	"	境港市竹内町 余子検査場
" 二十七日	"	倉吉市大塚 中部家畜市場
五月 二日	"	鳥取市国安 東部家畜市場

鳥取県告示第二百六十一号

昭和四十七年十二月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（東千代地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年四月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十二号

昭和四十七年十二月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（榎原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第二項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年四月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十三号

昭和四十七年十二月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（中村地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第二項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年四月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十四号

昭和四十七年十月二十四日付で河原町長から申請のあつた土地改良（東

千代地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年四月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十五号

昭和四十七年十二月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(中村地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告

示する。

昭和四十八年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年四月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十八年四月十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十八年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	変更前	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般	五十三号	変更前	八頭郡智頭町大字奥本字本谷六九三番の一先から同町の六先まで	四・二 一・一・五	五、三七四・〇
		変更後	―	―	―

鳥取県告示第二百六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年四月十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年四月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名 生年月日 住 所 職 業

下田三子夫 明四、四三 鳥取市西町四丁目一一五 弁護士
鳥取県地方労働委員会委員

棟 貞男 明四、五三 鳥取市寿町二五五 鳥取県地方労働委員会委員

四宮 守正 明六、一〇 鳥取市金沢二三 日本海新聞社論説委員長
鳥取市教育委員会委員長

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和四十八年四月十日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

電話番号 経験及び履歴 委嘱年月日

自宅 (鳥取) 三一六六 広島地方裁判所三次支部検事 昭三、二、三

自宅 (鳥取) 三一四八 鳥取県人事委員会委員 昭五、一、三

自宅 (鳥取) 三一四三 鳥取県出納長 昭四、四、三

自宅 (鳥取) 吾一〇二七 鳥取県立鳥取農業高等学校校長

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市金森町三九坂本りつ	倉吉市福守字堂ノ前二〇ノ一・幅員 五・〇〇メートル 一一ノ一の一部、一一〇ノ一地 延長 四五・八〇メートル 先水路の一部	

田中 篤篤

大二、一七

鳥取市富浦四五五

鳥取大学教授

大学 (鳥取) 六一〇三三
自宅 (鳥取) 三二一五三六

鳥取大学助教

昭四、四、三

北尾 才智

大五、三三

西伯郡西伯町字原四九〇

鳥取県労働組合総評議会事務局長
鳥取県地方労働委員会委員

県評 (鳥取) 三二二九一
自宅 (西伯) 五六六

鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会事務局長
私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長

昭三、三、三

生田 満彦

昭八、八六

鳥取市岩倉四一四の一七

鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会事務局長
鳥取県地方労働委員会委員

地評 (鳥取) 三二二九一
自宅 (鳥取) 三一六二二

山陰マスコミ共闘会議議長
日本海新聞労働組合執行委員長

昭四、四、三

森田 英治

昭二〇、八六

八頭郡用瀬町鷹狩五二二

全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長
中国電力労働組合鳥取地方協議会事務局長
鳥取県地方労働委員会委員

地方同盟 (鳥取) 三二二二二
自宅 (用瀬) 二〇九三

中国電力労働組合鳥取営業所支部副委員長

昭四、一〇、六

谷口 富雄

大三、三三

鳥取市浜坂一六一〇

鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会事務局次長

地評 (鳥取) 三二二九一
自宅 (鳥取) 三一八七五

国鉄労働組合米子地方本部執行委員長
鳥取県地方労働委員会委員

昭四、三、三

岡村吉太郎

大三、三三

鳥取市中町一九

株式会社鳥取大丸代表取締役
株式会社大丸参事
鳥取県地方労働委員会委員

会社 (鳥取) 三二二五二
自宅 (鳥取) 三一三三三

株式会社大丸神戸店次長

昭四、三、七

鈴木 実

大九、八二

鳥取市玄好町一〇四

鳥取県経営者協会専務理事
鳥取県地方労働委員会委員

協会 (鳥取) 三一八四四
自宅 (鳥取) 三二〇〇三

日本海新聞社取締役論説委員長

昭三、二、三

松浦 武儀

明三、〇六

鳥取市二階町三丁目二二八

鳥取家具工業株式会社取締役社長

会社 (鳥取) 三二二四六
自宅 (鳥取) 三一四〇六

鳥取県立第一中学校教諭
鳥取県地方労働委員会委員

昭四、三、八

鈴木 敬直

大八、二一八

鳥取市立川町一丁目三三四の一

鳥取商工会議所専務理事

会議所 (鳥取) 三二二五五
自宅 (鳥取) 三一六九二

鳥取県経営者協会専務理事
鳥取県地方労働委員会委員

昭四、七、八

北岡 義尊

大五、二一六

倉吉市仲之町七六一

北岡病院院長
鳥取県地方労働委員会委員

病院 (倉吉) 二二二二二
自宅 (倉吉) 二二二九九

北岡病院副院長

昭四、三、八

小林 俊治	明六、八、三〇	倉吉市福庭三四四の五	倉吉北高等学校校長	高校 (倉吉) 六一三五 (倉吉) 六一〇六	鳥取県立倉吉東高等学校校長 鳥取県立鳥取西高等学校校長	昭四、四、三
磯江 末夫	大二、六、三	東伯郡羽合町大字田後三四八の二	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会事務局長 羽合町議会議員 鳥取県地方労働委員会委員	地評 (倉吉) 六一七四 自宅 (羽合) 三四〇一	国鉄動力車労働組合上井支部執行委員長	昭五、一、二五
井上 武	大二、六、三	倉吉市北野一五七の一	全日本労働総同盟鳥取地方同盟会長 全織同盟山陰支部協議会議長 興和紡績労働組合倉吉支部支部長	組合 (倉吉) 二一六〇	全日本労働総同盟鳥取地方同盟中部地区同盟議長	昭三、三、二六
佐々木 敬	昭三、二、二六	倉吉市余戸谷町二九九一	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会議長 倉吉市議會議員	地評 (倉吉) 六一七四 自宅 (倉吉) 二一〇六一	倉吉市職員労働組合執行委員長	昭四、三、二七
由谷 武之	大六、七、三	倉吉市余戸谷町二九一の一	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 (倉吉) 二一五〇 自宅 (倉吉) 二一六三	ヒシクラ醤油株式会社取締役	昭三、三、三
米田 光好	明四、二、一〇	倉吉市鴨河内一〇三	神鋼機器工業株式会社取締役総務部長	会社 (倉吉) 六一三二 自宅 (倉吉) 八一六〇	神鋼機器工業株式会社労務課長	昭三、三、三
尾平 正義	明三、二、一〇	日野郡日野町福長九〇四	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 (黒坂) 八三三	拓殖大学教授 鳥取県立米子南高等学校校長	昭四、八、二六
勝部 可盛	昭八、二、二四	米子市岩倉町七三	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	自宅 (米子) 三一四六		昭四、四、三
大坪 蔵六	大二、二、二六	米子市富益町六九六	大坪医院院長	医院 (米子) 六一〇〇 自宅 (米子) 六一七三	鳥取県地方労働委員会委員	昭四、三、二七
宇田 輝正	明四、二、二六	米子市博労町四丁目一六四	鳥取県労働相談員	労政事務所 (米子) 三一七三 自宅 (米子) 三一七四	米子市立成実小学校校長	昭四、四、三

小倉 勇 昭三、七、五 米子市陰田町六〇五

鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会事務局長
鳥取県地方労働委員会委員

地評 (米子) 三十四三
自宅 (米子) 三十九五

鳥取県労働組合組評議会西部地区評議会事務局次長

昭四、三、六

石田 登 大四、四、一 米子市皆生二六八四の二

鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会副議長
博愛病院従業員組合執行委員長

病院 (米子) 三十三三
自宅 (米子) 三十三〇〇

山陰医療労働組合協議会議長

昭四、三、七

中森 義人 大五、八、二 米子市浦津二五三

国鉄労働組合米子地方本部書記長

地本 (米子) 三一九七
自宅 (米子) 三〇〇九

国鉄労働組合米子地方本部執行委員長
鳥取県労働組合総評議会副議長

昭四、二、三

藤井 敏郎 大二、〇、六 米子市皆生二〇九三

株式会社山陰放送取締役
鳥取県地方労働委員会委員

会社 (米子) 三十三二
自宅 (米子) 三二〇五

株式会社山陰放送総務部長

昭四、三、六

小林 繁 大五、七、四 米子市久米町四五

米子機工株式会社取締役社長
株式会社米子鉄工所専務取締役
鳥取県地方労働委員会委員

会社 (米子) 元一〇三
自宅 (米子) 三一四四

株式会社米子鉄工所取締役

昭四、二、四

松篠 重允 大八、五、〇 境港市大正町四四

米子木工株式会社取締役社長
山陰家具工業株式会社取締役社長
日本海住宅産業株式会社取締役社長
鳥取県家具工業協同組合連合会会長

会社 (米子) 三十三七四
自宅 (米子) 三十三五

米子木工株式会社専務取締役

昭四、三、七

野間 潔 大四、五、三 米子市錦町二丁目二一

米子信用金庫常務理事

会社 (米子) 三二二四
自宅 (米子) 三一五六

米子信用金庫総務部総務管財課長

昭四、三、七

芳村 尚之 大八、〇、三 鳥取市相生町一丁目六〇九

鳥取県地方労働委員会事務局長

事務所 (鳥取) 三二六〇四
自宅 (鳥取) 三二〇五九

鳥取県総務部総務管財課長

昭四、七、五

高田 純 大七、九、四 八頭郡那家町大字宮谷六四

鳥取県地方労働委員会事務局次長

事務所 (鳥取) 三二六〇四
自宅 (鳥取) 二二五〇八
(郡家)

鳥取県商工労働部観光課長

昭四、一、五

谷口 俊男 大三、三、九 鳥取市雲山四八の四

鳥取県地方労働委員会事務局審査課長

事務所 (鳥取) 三二六〇四
自宅 (鳥取) 三一五九二

鳥取県地方労働委員会事務局審査課課長補佐

昭四、七、六

原田 芳秋 大三、九三 鳥取市掛出町五の三 鳥取県地方労働委員会事務局調整課長

事務局
(鳥取) 三二六〇四
自宅
(鳥取) 三二一〇〇〇

鳥取県地方労働委員会事務局調整課長補佐

昭興、一三六

公 告

昭和48年3月25日に実施した採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和48年4月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

井上 平夫	伊藤 資敏	堀 明	高藤順太郎	池沢 弘
田中 敏藏	宮沢 節三	瀬戸川和明	宮尾 重治	坂本 増男
荒尾 明瑞	戸崎 整	谷 峻	山根 博	新 忠男
山本 勇雄	中津喜代士	前畑 治隆	山内 晋	福田 義雄
西浦 敏彦	藤原 貞夫	山根 嘉久	上原 一弥	藤原 幸司
大田 太郎	大森 清吉	谷上 一行	友兼 全弘	磯江 優
山本 賢将	市田 貴志	丸山 峻	伊藤 和央	向井 節行
大嶋 力	河野 正記	深田 昭志	井木 久博	斉尾 保
山本 稔	伊崎 章	竹歳 哲也	石原 汎美	鍛冶木良二
関 修一	井平 敏	野口 寿	片岡 堅	河野 達也
徳村 篤紀	生田 寛	鳥田城太郎	末吉 義人	豊岡 英器
坪倉 司	下高 和夫			

昭和四四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)